

議案第28号 三田市介護保険条例の一部を改正する条例の概要について

1 改正趣旨

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われた。

介護保険第1号被保険者の保険料においては、住民税課税の有無や合計所得金額等を保険料段階の所得基準として用いているところ、上記の見直しに伴い、一部の被保険者の保険料段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。このことから、保険者が想定していない保険料収入への影響を遮断するため、介護保険法施行令の改正が行われた。これに伴い、三田市介護保険条例においても所要の改正を行うもの。

2 根拠法令

介護保険法施行令

3 改正内容

介護保険の第1号保険料の保険料段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により保険料段階が変わりうる第1号被保険者については、税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する住民税世帯課税者及び住民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

なお、今般の改正は、第9期介護保険事業計画における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で行うものであるため、令和8年度の保険料算定のみに関し適用する。

4 施行期日

令和8年4月1日